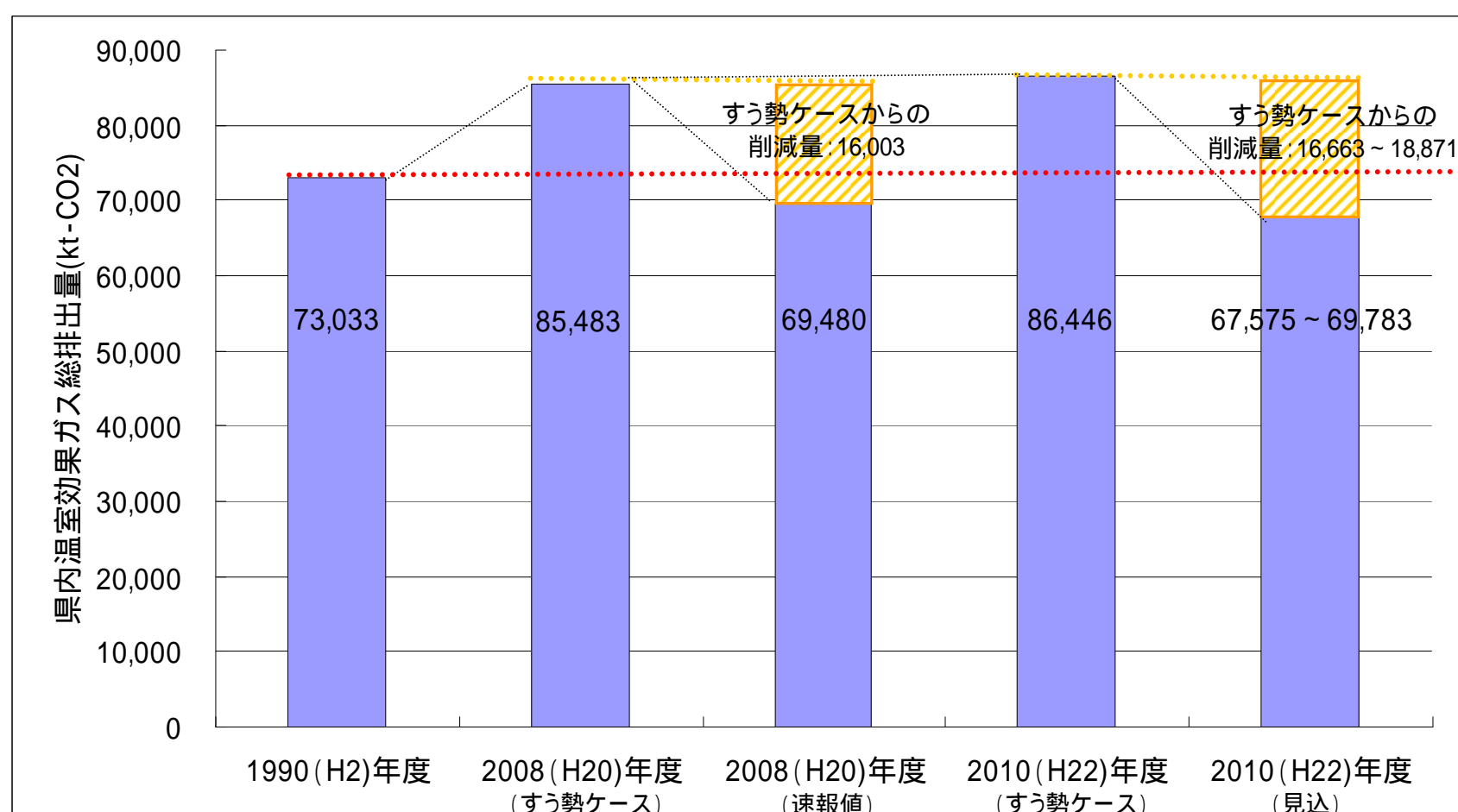


地球温暖化防止に係るこれまでの県施策の効果について

部 門	主 な 施 策	H20 年度 削減効果 (kt-CO ₂ /年)	そ の 他 の 主 な 施 策
産業部門・ 民生業務 部門	(1) 一定規模以上（使用燃料の量が重油換算 1,500kL/年以上等）の事業所の設置・増設に対する温暖化防止特定事業実施届（温暖化アセス）の義務づけ（条例）	1,482.3	CO ₂ 削減協力事業 地域グリーンニューディール基金事業 ・淡路市メガワット級ソーラー集積事業 ・廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業（ペレットボイラー等）等 環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金融資制度 兵庫県COEプログラム推進事業 ひょうごバイオマスe c oモデル登録制度 兵庫県環境にやさしい事業者賞 建築物総合環境性能評価手法（CASBEE）に基づく計画の作成と届出を義務付け（条例） グラスパーキングの技術指針の策定 県立特別支援学校の運動場等芝生化
	(2) 一定規模以上（電気と燃料と熱の使用量の合計 1,500kL/年以上）の事業所に対する排出抑制計画の策定・措置結果報告の義務付け（条例） ・大規模事業所（3,000kL/年以上）に対する指導強化	6,099.1	
	(3) 中小事業所（1,500kL/年未満で大気汚染防止法対象者）に対する排出抑制計画の策定・措置結果の報告の指導（要綱）	47.1	
	(4) 複数店舗合計で 1,500kL/年以上の事業者に対する排出抑制計画の策定の指導（要綱）	6.2	
	(5) 県施設の省エネ化改修・熱エネルギー利用、太陽光発電設備の設置、職員の省エネ行動	20.7	
	(6) ごみ焼却施設における余熱利用化（ごみ発電）	109.4	
	計	7,764.8	
民生家庭 部門	(1) 住宅用太陽光発電施設の普及	24.2	うちエコ診断事業 ひょうごカーボン・オフセットの推進 省エネ機器の導入促進 関西広域エコ・アクション・ポイントモデル事業
	(2) レジ袋削減の推進	5.6	
	計	29.8	
運輸部門	(1) 運送事業者（一定規模以上のトラック等の台数を所有する事業者）に対する排出抑制計画の策定・措置結果の報告を義務付け（条例）	13.0	バイオ燃料の導入促進 ・あわじ菜の花エコプロジェクト ・家庭系廃食用油の回収・BDF化 ・バイオマスエネルギー資源作物（ナタネと多収量米）の実証栽培 ・木質バイオマスの利活用 等 地域グリーンニューディール基金事業（電気事業者充電ステーション設置事業） 公共交通機関を重視した交通体系への転換促進 「渋滞交差点解消プログラム」の推進
	(2) エコドライブの推進	7.1	
	(3) 低公害車の導入促進（事業者の低公害車購入補助融資）	0.2	
	計	20.3	
合 計		7,814.9	



すう勢ケースは、新兵庫県地球温暖化防止推進計画（H12）より
2010年度（見込）は、兵庫県環境審議会大気環境部会（平成22年度第1回）資料より